

事務連絡
令和7年12月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

子ども・子育て支援納付金の取扱いに関するQ&Aについて

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を徴収すること等とされたことを踏まえ、別添のとおり「子ども・子育て支援納付金に係るQ&Aについて」を作成しましたのでお送りします。

内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。